

令和6年9月12日

第3回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和6年9月12日(木) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
3番	大平 恭大	4番	藪内真由美
5番	門 秀俊	6番	兼若 幸一
7番	中野 一郎	8番	金井 浩三
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	村井 勉
13番	渡邊美喜子	14番	尾崎 忠義

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	村井 崇一
町長公室長	山下 佐千子
総務課長	谷口 賢司
政策観光課長	吉田 拓也
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	土井 真誠
住民環境課主幹	喜田 浩希
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	山内 剛
建設課長	三谷 勝則
産業課長	植松 肇
消防長	青木 孝一
教育総務課長	池田 友亮
生涯学習課長	福田 純

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
事務局長補佐	小野 由美子
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時0分

議長（小川 保）

一同、ご起立をお願い致します。礼。

お早うございます。

ご着席をお願いします。

本日も定刻にご参集頂きまして、誠に有難うございます。

ただいま出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、4番、藪内 真由美 君・11番、隅岡 美子 君をお願いを致しておきます。

日程第2. 一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可致します。

初めに11番、隅岡 美子 君。

議員（隅岡 美子）

失礼致します。

11番、隅岡 美子、順次一般質問をさせていただきます。

一問一答方式でよろしくお願い致します。

質問は、聴覚補助器等の積極的な活用への支援について。

今日、社会の高齢化の進行に伴い、難聴の方も年々増加しています。

実際、高齢者が難聴になると人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、社会的に孤立する可能性も高くなると言われています。また、難聴になると耳から脳に伝達される情報量は極端に少なくなり、認知症発症のリスクが高まると言われています。

この難聴対策として聴覚補助器の活用が有効であります。

高齢化が進む中で、高齢者が社会の一員として末長く働き働ける地域を築くために、聴力の低下した高齢者が自分に合った聴覚補助器を選択し、適切に活用できる環境の整備は、大変に重要なことであると思います。

そこでお伺い致します。

一つ、高齢者が聴覚補助器を適切に選択できるように環境の整備について、よろしくようお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡議員の高齢者が聴覚補助器を適切に選択できる環境の整備についてのご質問に答弁をさせていただきます。

高齢者や一般の方々を対象とした身体障害者相談を月に1回、地域交流センターで開催しております。この相談会は、多度津町身体障害者の会が開催しているもので、身体障害者手帳の取得の有無に関わらず、無料で身体に障害のある方々の様々な相談に対応して頂いております。

また、窓口等で聞こえづらさや補聴器購入についての相談があった場合には、障害者手帳の取得や各種制度についての説明をしております。

障害の認定基準に該当しない方につきましては、医療機関や補聴器販売業者の相談窓口をご利用頂いております。

本町では、補聴器販売業者が地域交流センターにおいて、2箇月に1回相談会を開催しており、すでに購入された方のアフターフォローが中心ではありますが、これから補聴器購入をお考えの方からの簡単な相談につきましては受付をして、検査等が必要な場合は、店舗の利用を案内されているそうです。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。先ほどの町長のご答弁の中からの質問です。

本町では、補聴器販売業者が地域交流センターにおいて、2箇月に1回相談会を開催しておるといふところがありまして、これは、いつから、このような相談会を実施していますか。

それと、こういった相談会をしているということについて、今まで広報とか、そういったことで、掲載をされたことがあるのかどうか。

この2点についてお伺い致します。よろしく申し上げます。

議長（小川 保）

再質問でよろしいですか。

議員（隅岡 美子）

再質問です。

議長（小川 保）

まず、いつからという質問ですね。

健康福祉課長（山内 剛）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

一般の業者の方が地域交流センターの方で、今されてますんで、いつから言うのは私の方で記憶はないんですけども、新庁舎が建ってから地域交流センターの方では、もう最初からして頂いているものと思います。

それと広報への掲載の件ですけども、一般の業者の方がされているということで、

広報の方には、ちょっと掲載しづらいことがありますので、ご了承頂きたいと思えます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁でございました。

そこで、この補聴器を購入する前に、こういったチェックをすれば良いのかということ、映像をお願いします。

7項目ありますが、各自で、私もこれを当てはめて、何ぼチェックがあるかなと思ってチェックをしてきました。

ちょっと読み上げます。字が小さいので、分からないかも知れませんが、一つ。

議長（小川 保）

隅岡議員、再質問ということによろしいですか。

議員（隅岡 美子）

再質問です。済みません。

1つ目、会話をしている時に聞き返す。

2つ目、後ろからの呼びかけられると気づかないことがある。

3番目、聞き間違いが多い。それと話し声が大きいと言われる。それと見えなところからの車の接近に気づかないとか、電子レンジなどの電子音が聞こえない。ピー、ピーと言う音。それから、最後、耳鳴りがある。私もこの中で、当てはまったのがありました。聞き間違いが多いということで、1個から2個の方は実生活でお困りのことがあれば、耳鼻咽喉科を受診しましょう。また、3から4個あった方は、もうやはり、医師の耳鼻咽喉科で、どうしたらええかと、まず相談して下さいということ。5個以上、当てはまった方は、早目に耳鼻咽喉科を受診することをお勧め致します。ということで、聞こえのチェックということで、載って出しましたんで出してまいりました。

議長（小川 保）

再質問ではないですね。意見でよろしいですか。

議員（隅岡 美子）

これは、ただお示しただけです。質問でも何でもありません。

それで、そういうことをご答弁を頂きまして、私が思うのに、今、選択できるような環境の整備ということについて、町長からご答弁を頂きまして、本町も色々と相談会を実施したり、業者が来て購入の方の相談とか、きめ細かく相談をされているよということをお伺い致しまして、私としては、地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携のもとで、聴覚補助器を必要とする人々への情報提供の機会。今、説明した中でもあったんですけど、情報提供の機会や補聴器のお試し利用ができる場所などの確保、また整備等ということで、環境はすぐには難しいかも知れませんが、そういった社協との連携で環境の整備に、今後努めていって頂けたらなって、

このように要望します。そういうことです。で、補聴器についても皆さんご存じだと思いますけど、例えば、耳にかけて使うタイプ、また、ご自分の耳の穴の中に収まるタイプとか、本体とイヤホンをコードで繋ぐタイプとか、今新しいのは、軟骨伝導イヤホンというのがある、これはまだまだ研究分野で、こういったことを発明しましたということで載っております、やはり日本全体で約1,400万人の難聴者がおいでるんです。それでその中の約200万人しか、補聴器を今現在、使われていないとも言われております。何せ価格が非常に片耳だけでも数千円から、それから、10万・20万と、すごい高価な補聴器になっておりますので、やはり、少々聞こえづらさがあったとしても、補聴器の価格が高いということで、ためらっていらっしゃる方が多くいらっしゃると私は推察を致しております。

先日もある地域を回っておりますと、ある方のところへ行ったら、この方、耳が遠いから、大きな声で言わないかなかなあと思って玄関を開けたら、案の定、幾らお名前を呼んでも、なかなか通じなくて、ベランダの方が網戸になってましたので、その網戸をちょっと開けさせてもらって、そこで大きい声でお名前を呼んだら、「はい」って向こうから出てきて、やっと出てきてくれて、もう耳が結構遠いので、ご自分の言いたいことだけバーツと言って、ほんでこちらの言うことは、ゆっくりとはっきりと大きな声で言わなければ、相手に伝え伝わらなかったということで、そういったことがあって、私の身近でもそういった方々が非常に多くいらっしゃるといことが分かっております。

それで、次の2つ目の質問でございます。

2番目、聴覚補助器の購入費用の助成制度の創設についてよろしくお願い致します。

健康福祉課長（山内 剛）

隅岡議員の聴覚補助器の購入費用の助成制度の創設についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、県内において独自の補聴器助成制度を創設している市町はありませんが、聴覚障害で身体障害者手帳の交付を受けている方につきましては、年齢制限なく障害福祉サービスの補装具費支給制度をご利用頂いております。

また、補聴器は介護保険における福祉用具貸与の対象に含まれていないことから、利用できる助成制度は障害福祉サービスの補装具費支給制度のみとなっております。

この制度は補装具の種類ごとに基準額が定められており、所得に応じて減免はありますが、原則費用の1割が自己負担となっております。

現時点では、県内でも独自の助成制度を創設している市町はなく、本町でも新たな助成制度の創設は考えておりませんが、近隣市町の動向や先進事例を参考に助成の在り方について研究してまいりたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

す。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。有難うございます。

本町はそういうことでございます。で、先進事例として、これは市ですけど、町に置き換えて聞いて頂ければと思います。ちょっと長くなるんですけど、ご容赦願いたいと思います。これは、一例と致しまして埼玉県の中川市であります。聴力の低下によって周りの人とのコミュニケーションがとりにくい方、生活に支障が生じている高齢者の方々が補聴器を利用することで、生活の質の向上や社会参加の機会を増やし、住みなれた地域で健やかに生き生きと自分らしく暮らせるよう、補聴器購入費の一部を補助する制度でございます。この中川市は、補助の対象は市内に住所を有し、住んでる方の満65歳以上の方、本人が市ですので市民税非課税、または生活保護受給世帯、聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない方。ここが非常に大事だと思っております。ならない方。耳鼻咽喉科の医師から補聴器が必要と認められた方が対象になっております。中の原則を言いますと中程度難聴、4つの段階がありまして、中程度の会話が、普通の会話が聞きづらいという方が対象でございます。補助の内容と致しまして、2万円を上限として、1人1回となっております。購入に要した費用が2万円に満たない場合は、その額を補助するものでございます。受付期間は、令和6年の今年の4月1日から来年の3月31日までとなっております。その申込み件数が予算枠の上限に達した場合は、その期間内であっても、あとは受付を終了ということになっておるそうでございます。これは中川市ではございますが、本町に置き換えてしてもいいんじゃないかなと思います。

やはりこの聴覚手帳をお持ちでない方は、なかなかこの福祉の狭間でおる方に、やはり光を当てるということで、こういうことで今回相談もありまして、多くの相談を頂いて、こういう風な質問をさせて頂いた次第でございます。私たちの多度津町内においても聴力の低下に悩む高齢者の方々が非常に多いと推察を致します。医師や専門家の助言のもとで、自分に合った補聴器を積極的に活用していただける環境を整えるための購入費用を助成する制度でございます。大変これは有意義なことであると私は強く思っております。最後になりますが、丸尾町長にお伺い致します。本町におきましてもこういった聞こえの不安をされてる方々に対しまして、こういう制度、また、情報提供の機会をもっと増やして頂き、こういう場所の確保とか、今後、こういった創設をするための町のお考えをお聞かせ頂いたらと思います。よろしくご答弁をお願いします。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡議員の再質問に答弁をさせて頂きますけども、この聴覚障害者に対する補聴器のことに关しましては、これも随分前に、私が町議会議員の頃だったか、私の母も難聴者で、そして補聴器を常に持っておりました。しかし、私の母の場合

は、少し認知症も入っておりましたので、補聴器をすぐどこかに忘れてたり落としたり、様々なところですぐ失くしてしまう。そしたらまた買いに行かなきゃいけない。それでこのことについては、もうきちんと失くさないようにしなさいよって言っても失くす。その補聴器が10万・20万じゃないんですね。もっと高いんです。そういうものを日常茶飯事のように買ってしまふ。それは当然、認知症があったからだとは思いますが、それでひどく悩みました。それで町の方にもご相談を致しました。そして、この難聴者に対しての補聴器の助成のこととか、色々相談をさせてもらいましたが、やはり、考えているとなかなか難しいんだな。自分でも今の段階で、そういうことが、この難聴者だけに、視覚障害も色んな障害をお持ちの方がいらっしゃる。そういう方々も平等に公平に手を差し伸べて、そして生活が豊かになるようにするのが行政の務めですので、そういう中で難聴者だけ、難聴者のみにそういうことができるのかということは考えました。そしたら、じゃあみんな身体障害者の方々にどういうことをすればいいのか。そういうことも考えました。今のご質問の中では難聴者の方に対する補助とか、そういうことに関しましては、自分は経験しておりますので、その中で、とにかく、私の母の場合は、先ほども申しましたように、難聴だけじゃなくて認知症が入ってましたので、難聴っていうよりも認知症の対応、認知症が出てきた人に対する対応ですね。これが非常に悩みました。そして、先ほども申しましたように自分で値段を言われるままに。これ民間の方で民間のお店の方に行きますので、そしたら言われるままに買ってしまふ。そういうことも多かったんで、これは難聴者っていうよりも認知症の対応になるかも分かりませんね。ちょっと今、隅岡議員のご質問の中で、そういうことを思い出しましたので、難聴者、私の母のことに関しても、すごくこの補聴器のことに関しては、私も悩みました。ちょっとそのことを思い出したんで。隅岡議員のご質問の正確な答弁になってないかも分かりませんが私の思いも入れて答弁をさせて頂きました。よろしくお願い致します。

議員（隅岡 美子）

町長、ご答弁有難うございました。

これから色々な困難な課題も山積をしておりますが、一つ一つ有効な手段を考えまして、今後、期待をしておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

ご答弁有難うございました。

以上で11番、隅岡 美子の一般質問を終わります。

議長（小川 保）

これをもって11番、隅岡 美子 議員の質問は終わります。

次に14番、尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

14番、尾崎忠義でございます。

私は、令和6年9月、多度町議会第3回定例会におきまして、まず第1点目に12月2日からの健康保険証、つまりマイナ保険証の取扱いについて、2点目に地球温暖化、ヒートアイランドの強力な対抗策としての緑地公園の設置や街路樹の植栽をの2点について、町長、教育長、そして各関係担当課長に対し、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず最初に、1点目の12月2日からの健康保険証、マイナ保険証の取扱いについてであります。

2019年5月15日の健康保険法等の改正により、2021年3月からマイナンバーカードを健康保険証にすることが可能になりました。健康保険加入の資格をオンラインで行うことによって過誤請求を防ぐのが目的だとして導入され、マイナンバーカードの公的個人認証の電子証明書によって実現するとのことでした。しかし、今は上がり続ける物価に消費税のインボイス、つまり適格請求書、増税、重い税と社会保険料負担が中小業者や国民を苦しめております。また、マイナンバーカードに健康保険証機能を一体化させた「マイナ保険証がないと12月から紙の保険証はなくなるの」あるいは、「マイナ保険証は怖くて持ちたくない」こうした相談が各地で相次いでおります。政府が取得は任意のはずのマイナ保険証をゴリ押しをしようとしているからであります。また、厚生労働省は、8月30日、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード、つまりマイナ保険証の利用実績が著しく悪い医療機関に対して、療養担当規則違反となる恐れがあるとして、個別に働きかけを行う方針を社会保障審議会医療保険部会に示しました。厚労省の提出した資料では、マイナ保険証の利用実績が著しく低い医療機関、薬局の中には、患者がマイナ保険証を使う機会を奪っているものも考えられ、その場合には、療養担当規則違反となる恐れがあるなどと強弁しております。さらにこうした医療機関、薬局に対しては、地方厚生局が個別に事情を確認する等の働きかけを実施し、働きかけの対象となることについて、メールなどで個別に事前に周知するとしております。療養担当規則とは、健康保険法に基づき、医療機関が行うべき保険医療の約束事を示したものであります。つまり患者が、マイナンバーカードの保険証としての利用を求めた場合、オンライン資格確認で受給資格の確認を行うよう定めております。しかし患者がマイナンバーカードを利用するかどうかは、本人の任意で、利用実績の低迷する医療機関が規則違反だとする考え方には無理があります。委員からは、「医療機関から見ると威圧的な表現に見えて、かえって反発を招く」、「現場感覚として威圧的な印象を受ける」などの苦言が相次ぎました。厚労省は、5月から、この7月をマイナ保険証利用促進集中取組月間とし、医療機関への20万円の支援金バラまきなどを行いましたが、7月の利用率は11.13%に留まりました。このように医療機関や薬局で一人一人にマイナ保険証の提出を求めていたら、時間がかかり過ぎるため、利用促

進支援策による一時金のメリットより実務負担の方が大きくなっております。デジタル化についていけない高齢者も多く、医療関係者にとっても、利用者にとっても、マイナ保険証の利便性は低いとのことであります。また、「紙の保険証で何ら不具合はなく、トラブルばかりのマイナンバーカードに保健証機能を持たせる方がかえって危険」、あるいは、「マイナ保険証リーダーは、電子カルテとの照合で融通が利かなくて、例えば、マイナ保険証の登録名、つまり「リョウコ」が電子カルテ上「リョウコ」となっていると別人扱いをし、新規のカルテを作成してしまい、「とても使いものにはならない」と、医療関係者は困惑をしております。また、新たな設備投資に耐えられず、最近、全国でも閉院する医療機関もあるとのことでございます。ちなみに、2023年度の休廃業、解散件数は709件、そのうちの大部分81.8%が診療所であります。

そこでお尋ねを致します。第1点目に町内でのマイナ保険証の現時点での取得率、パーセントはどうなのか。そしてまた、利用率はどうなのかをお伺いを致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員の町内でのマイナ保険証の取得率と利用率についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町全体での率は分かりませんが、令和6年6月現在の多度津町国民健康保険加入者のマイナ保険証の取得率は64.66%、利用率は9.13%でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただ今の答弁で再質問を致します。取得率が6割5分。利用率が0.9割。つまり、1割にも満たないのはなぜなのかをお尋ねを致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

利用率が低いのは、今現在、お持ちの保険証が、来年の令和7年7月31日まで利用できるため利用率が少ないと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

1割にも満たないのは、今の健康保健証で十分に便利だからでございます。

次に、2点目でございます。今年の12月2日から現行の保健証は使えなくなるとの相談が相次いで寄せられておりますが、今後の12月以降の現行保険証と資格確認書の種類、サイズ、材質、形状、色、扱い、手続について、具体的な説明を求めます。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員の12月2日以降の現行の被保険者証と資格確認書の取扱いについてのご質問に答弁をさせていただきます。

多度津町国民健康保険については、現行の被保険者証は令和7年7月31日まで引き

続き使用できます。ただし、令和6年12月2日以降は現行の被保険者証の「新規発行」及び「再発行」が出来なくなり、マイナ保険証の取得をされていない被保険者には資格確認書を発行することとなります。資格確認書のサイズは、縦5.4センチメートル横8.5センチメートル、材質は紙、形状は現在の被保険者証とほぼ変わらないカード型で、色は年度ごとに変更していましたが、緑色となり、年度によって変更する予定はございません。

また、多度津町国民健康保険加入者の70歳から74歳までの被保険者については、世帯や所得の状況に応じて負担割合が変わるため、現行の被保険者証の運用と同様、資格確認書を毎年7月中に送付し、70歳未満の被保険者については、有効期間が5年になることから5年ごとの7月中に送付する予定であります。

後期高齢者医療保険については、現時点で具体的に決定した情報はございませんが、従来の被保険者証の運用と大きな変更はない予定とのこととさせていただきます。また、その他の健康保険については、保険者ごとに運用が異なるため、各保険者にお問い合わせ頂くようになります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

資格確認書は、最長1年間使用出来るということとさせていただきます。そして氏名や生年月日、被保険者番号等、保険者情報を記載された被保険者資格を確認するものであり、マイナ保険証の取得者には交付されないこととさせていただきます。

そこで、再質問を致します。資格確認書は、未登録者及びマイナ保険証を持っていない人が対象だが、申請不要なのか無料なのかどうかをお尋ねを致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

資格確認書の方は、マイナ保険証をお持ちでない方、全員に無料でお送りするようになっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再々質問を致します。

取得は任意でありまして、マイナカードの返納が出来、この10月から加入者が町に申し出れば、マイナ保険証の登録解除の申請が受け付けられるのかどうかについてお尋ねを致します。

住民環境課長（土井 真誠）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

現在、マイナンバーカードと保険証の紐づけにつきましては、マイナポータルの方で行っておりますので、詳しくお答えは出来ませんが、そういった部分でのマイナポータル等での変更ということになるかと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議長（小川 保）

尾崎議員、ちょっと待って下さい。追加があるようです。土井君、発言を許可します。

住民環境課長（土井 真誠）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほど私の方から解除の方につきまして、マイナポータル等での申請という風に申し上げましたが、今マイナポータルの方で確認致しましたところ、一度利用申込みをすると取消しは出来ないでしょうかという問合せにつきましては、利用申込みを解除することは出来ません。なお、利用申込みをしたもののマイナンバーカードを健康保険証等として利用しないことで不利益を生じることとはございませんという回答でございます。答弁の方を修正させていただきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

3点目に任意のはずのマイナンバーカードを政府は、なぜ、そこまでしてマイナ保険証を強要するのかをお伺いを致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員のなぜ政府がマイナ保険証を強要するのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

政府がマイナ保険証を強く推進する背景には、デジタル行政の推進と効率化があります。例えば、マイナ保険証の導入により、過去に処方された薬や特定健診などの情報が医師や薬剤師に共有され、データに基づく最適な医療が受けられるようになったり、転職や転居で必要だった被保険者証の切替えや更新手続きが不要となるほか、限度額適用認定証等がなくても高額療養費制度の適用を受けることが出来、医療機関の窓口でマイナ保険証の提示を行うことで限度額を超える支払いが免除されたりします。また、特定健診の直近5回分や処方された薬剤情報は、自分でもマイナポータルで閲覧出来たり、オンラインでの所得税の確定申告の医療費控除の手続きにおいて医療費通知情報が自動入力されたりすることから、デジタル行政による効率化を推進しています。

議員のおっしゃるとおり、マイナンバーカードの取得は任意であり、マイナ保険証の利用についても同様に任意であります。

マイナ保険証を取得していない被保険者に対しては、現行の被保険者証に代わる資格確認書を発行するため、今までどおり医療機関を受診することは出来ますが、マイナ保険証による医師等の情報の共有による医療や手続きの簡素化などのサービスを受けることが出来ませんので、それぞれの機関の窓口等での手続きが必要となります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

政府はマイナンバーカードを普及させるためにデジタル社会のパスポートと位置づけ、運転免許証との一体化やスマートフォンへの搭載など、今後さらに利用拡大

を取得促進策として狙っております。

そこで、次の4点目の政府のマイナンバーカード、つまりカード取得促進策はどのようなものがあるのか8項目について、お示し下さい。よろしく申し上げます。

住民環境課長（土井 真誠）

尾崎議員の政府のマイナンバーカード取得促進策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

デジタル庁のホームページで確認しましたところ、令和6年3月19日開催の第6回マイナンバーカードの普及・利用の推進に関する関係省庁連絡会議において、マイナ保険証の導入以外に次の8項目が重点取組とされています。

1点目は、出生届とマイナンバーカード申請書の一体化でございます。これは、顔写真の省略に合わせて一体的に取り組むこととされています。

2点目は、マイナンバーカードと運転免許証との一体化です。

3点目は、マイナンバーカード活用による救急業務の迅速化・円滑化でございます。具体的には、救急隊がいち早く傷病者の受診歴、薬剤、手術、診療、検診の情報を確認出来る仕組みの実現を目指すとされています。

4点目は、i P h o n eにマイナンバーカード機能を搭載することでございます。アンドロイド端末については、令和5年5月から既に電子証明書機能搭載サービスが開始されており、本機能によりスマホだけでマイナポータルをはじめとする様々な関連サービスの利用や申込みが出来ます。

5点目は、マイナンバーカードと在留カードとの一体化でございます。

6点目は、災害時の利用シーンの拡大でございます。具体的には、被災者支援手続きのオンライン化、避難所における入退室管理等のデジタル化等が想定されています。

7点目は、図書カード等の身近な住民サービスにおける利用拡大でございます。

8点目は、こども医療費などの受給者証や医療機関の診察券との一体化に向けた取組促進でございます。取組の1点目の出生届との一体化につきましては、住民環境課所管の業務となりますが、現段階では国から具体的な詳細が示されていません。

今後、国の指針が示されれば、詳細に調査して遅滞なく事業が実施出来るようにしたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

今の答弁からマイナンバーカードの普及の狙いは、各種の個人情報を一元的に管理をし、国民監視を強めて、大企業の儲けの種にすることとあります。経団連はデジタル化の推進を通じ、官民の生産性向上と効率的な資源配分が不可欠ということを2018年2月20日に発表しており、マイナンバーカードを推進し、個人情報を儲けの拡大に利用するという狙いがある訳であります。個人情報の一元管理によって、徴税強化と社会保障の給付削減も狙っております。既に韓国では、住民登録証、つ

まり、日本のマイナンバーカードに相当することや電子ボイスが義務化されており、事業者間の取引履歴を国が把握し、税務署は記入済み申告書を作成し、納税者に提供をしている訳でございます。

そこで、次の5点目に最近のマイナ保険証、オンライン資格確認に関するトラブルの類型は、町内にどのくらいあったのか。これは、1点目には該当の被保険者番号がない。2点目に資格情報の無効がある。3点目に名前や住所の間違い。4点目に名前や住所で表記される。5点目に負担割合の誤記入。6番目に他人の情報が紐づけられていた。7番目に間違った医療情報が紐づけられていた。8番、カードリーダーでエラーが出るなどでございます。以上、答弁をよろしくお願い致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員のマイナ保険証やオンライン資格確認に関するトラブルの類型についてのご質問に答弁をさせていただきます。

最近のマイナ保険証及びオンライン資格確認に関するトラブルの類型としては、議員のおっしゃるとおり、情報の紐付けミスや通信環境によるシステムの遅延が全国的に報告されておりますが、本町では今年度、国民健康被保険者証の送付時にマイナンバーの確認項目を追加し、加入者に確認して頂いたところ、現在のところ間違っているという報告はございません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただ今の答弁にありましたように、我が町内には利用率が1割にも満たない状況ではトラブルが少ないのは当然でございます。次に6点目の現行の保険証の存続を求める地方議会での意見書採択は、少なくとも35都道府県の178自治体、これは7月10日時点でございますが、これに広がっており、これらを見ても現行の健康保険証を廃止出来る状況にないのは明らかであり、現行の紙の健康保険証を存続させ、マイナ保険証のゴリ押しをやめるべきだが、町の見解を求めます。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員の現行の保険証を存続させ、マイナ保険証の強要をやめるべきだが、町の見解についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現行の被保険者証の存続を求める声が全国の地方議会で上がっていることや現行の被保険者証が一部の人々にとって重要なライフラインであることは理解しております。

しかし、先ほどもご説明したマイナ保険証による被保険者が受けるメリットも数多くあり、町としては、今後も政府の方針に沿って、住民サービスの向上に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に7点目でございます。今年の12月2日からの現行の健康保険証の新規発行が廃止されますが、町として誤解を招かないためにも、町民に対して、利用者が

混乱をしないためにも、マイナ保険証を持っていない人やマイナンバーカード未登録の人などを対象に分かりやすい説明をどのようにして周知するのかをお尋ねを致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員のどのように周知をするかについてのご質問に答弁をさせていただきます。本町においても、住民の方にマイナ保険証及び資格確認書を広く周知することが重要であると認識しています。具体的には、広報への掲載や今年度の国民健康保険被保険者証の送付の際にはマイナ保険証についてのパンフレットを同封しております。

今後も広報やホームページ、LINEを活用し、住民の方が安心してマイナ保険証や資格確認書を利用出来るよう、周知に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、2点目に地球温暖化、ヒートアイランドへの強力な対抗策としての緑地公園の設置や街路樹の植栽をについてであります。

温室効果ガスの排出を原因とした地球規模の気候危機が進行しております。今年の夏も記録的な猛暑が連日続き、日本を含め世界中が深刻な問題に直面をしております。さらに都市部では、ヒートアイランド現象、つまり、人工的な構造物や排熱を要因として気温が上昇する現象、これらによって温暖化に拍車がかかり、気温上昇が激化をしております。ところが、日本では、このことに非常に鈍感で暑いという気象情報はあっても、その原因に切り込み、問題解決について考えるような報道が十分になされておりません。

有効な対応策の一つが緑地公園や街路樹の樹冠、つまり、樹木の上部の枝、葉の茂っている部分を拡大させ、日射を抑制することです。これは、そこに住む人々のストレスの緩和や景観の改善に繋がり、防災の役割も果たすこととなります。世界的に有名な医学雑誌「ランセット」に樹冠被覆率を30%まで増やせば、暑さに起因する死者数を約40%減らすことが出来るという研究論文が出ております。樹冠被覆率とは、土地の面積に対して樹冠の占める割合で、航空写真や衛星画像などで割り出すことが出来るものであります。樹冠被覆率を調べるときの樹冠は、個人の庭木や公園も含まれますが、市街地においては街路樹の占める割合が大きい訳であります。日本では、樹冠被覆率は、ほとんど採用されておきませんが、今、世界の大都市では明確な目標を持って、大体30%を目標に樹冠被覆率を増やしております。同時に街路樹はCO2を吸収する役割があります。二酸化炭素の排出削減、ヒートアイランドの緩和という点で、街路樹、つまり「緑の日傘」の役割はとて大きく、そして、諸外国はそれに注力しております。今、気温上昇はとどまるところを知りません。過去100年で日本は1.24度上昇しております。世界は0.76度で

すから、日本はもっと危機感を持たなければなりません。猛暑日、つまり、1日の最高気温が35度以上、そして真夏日、これは、1日の最高気温が30度以上が、今年の夏では、酷暑・炎暑が続き、熱中症や農水産物、人体の健康にも甚大な被害を及ぼしました。I O C C、つまり、気候変動に関する政府間パネルの予測では、これまでのようにCO2排出を続けると、今世紀末の平均気温が2.6度から4.8度上昇します。これは、シナリオ名は、R C P 8.5でございます。これが実際に起こったら、地球にとって破局的な事態でございます。最もCO2を削減したシナリオ、つまり、R C P 2.6でも0.3度から0.7度の上昇予測でございます。このような危機的な状況なのに、世界では戦争をやたらとやって環境を破壊し、日本でも石炭やガスによる火力発電の稼働をしております。気温が上がれば、海水温も上がり、自然災害のリスクを高めます。大気中の水蒸気量が増え、台風の勢力を強めたり、集中豪雨や線状降水帯など大雨を降らせたり致します。台風は、これまでは南の島の方で発生して日本列島に上陸すると、熱帯性低気圧となって弱まるが多かったのですが、水蒸気がどんどん供給されるために発達したまま日本を縦断することになり、今回の台風10号のように進路方向が従来に比べて不透明で予測不能な巨大台風であり、全国的に甚大な被害が出ました。世界の気候変動をこの100年間で見ますと、日本は外国に比べて上がり方が激しく、今後、本気の対策が求められております。そこで、お尋ねを致します。

第1点目には、今年7月における熱中症アラートの発令回数と熱中症搬送者の人数と屋内・屋外等、症状別搬送者の内訳はどうであったのかをお尋ねを致します。

消防長（青木 孝一）

尾崎議員の今夏における熱中症アラートの発令回数と熱中症搬送者の人数、内訳についてのご質問に答弁をさせていただきます。

今年度5月1日から8月末日までの熱中症アラート発令回数は63回発令され、多度津管内における熱中症患者の搬送人数は32名で、場所別では屋内14名、屋外18名、症状別では軽症19名、中等症13名、重症及び死亡は0名となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

地球的規模で様々な最悪をもたらしつつある気候変動は、この社会が21世紀に生き残る資格を問う問題となっており、その是非抑制を求めることは、人類の未来にとって死活的意義を持つものであります。そこで、2年連続の今年の夏の記録づくめの暑さは、ちなみに我が多度津における猛暑日、つまり35℃以上、これは7月6日から9月10日、つまり、昨日までの34日間、真夏日、つまり、30℃以上、これは、6月13日から9月8日までの33日間、熱帯夜は、25℃以上の夜間でございますが、7月4日から9月10日までの58日間でございます。そして月別で猛暑日は7月で10日間、8月で21日間、9月で2日間、これは9月10日まででござ

ざいます。昨日までです。そして、真夏日ですが、6月で4日間、7月で13日間、8月で8日間、9月で8日間、これも同じく昨日まででございます。そして熱帯夜でございますが、7月が20日間、8月で30日間、9月で8日間、これも同じく昨日まででございます。このような状況になっております。そこで、2点目の多中体育館及び各小学校体育館及び避難所へのクーラー設置についての予算化と具体的な実施内容について、お聞きを致します。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の小・中学校体育館及び避難所へのクーラー設置についてのご質問に答弁をさせていただきます。

避難所における生活環境は、避難者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える基礎となります。

また、避難所での生活が長期間となる場合、慣れない生活環境からストレスが蓄積し、心身に悪影響を及ぼすことが報告されており、避難所の環境整備が求められております。

本町では、長期間の避難所での生活によるストレス等を軽減させるため、プライバシーの保護や感染症等に配慮したパーティションや災害時に大きな問題となる簡易トイレ等を備蓄するなど、生活環境の整備に努めておりますが、大規模な災害が発生した際は、多くの人の避難に対応するためには広い空間に避難所を設置することとなります。

現在、小・中学校等の体育館には、空調設備の整備はされていません。

また、体育館のような広い空間に対応した空調設備の整備には、多額の費用がかかることとなります。そのような課題を協議・検討した結果、令和5年12月定例会で多度津中学校体育館の空調設備整備に係る設計費の補正予算の議決を受け、令和6年7月末には、その設計が完成致しました。

そして、この本定例会の補正予算に令和7年度の夏休み期間中に工事が出来るように債務負担行為を追加計上し、入札の準備を行うこととしております。

現在の避難所のうち、多度津中学校体育館1階にある特別活動室には空調設備が整備されております。その他の小学校体育館においては、扇風機やスポットクーラー、ミスト冷風機等を用いて熱中症対策を講じたいと考えております。

また、大規模な災害が発生し、避難所として学校を長期間使用する場合には、児童・生徒のプライバシーに配慮した上で、空調設備の整った会議室等を避難所として利用することも考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議長（小川 保）

スマホ、大丈夫でしょうか。恐れ入りますが、議場内でのスマートフォンは電源をお切りになって頂くことをお願い申し上げます。

議員（尾崎 忠義）

次に3点目でございます。ヒートアイランドの緩和には、舗装道路を樹冠で覆う、植物や土壌、水面を増やすなどの方法があり、路面温度が20度下がる、街路樹の果たしている役割がありますが、町内では約何本植栽されているのでしょうか。また、樹冠被覆率を高める取組を進めているのか。そしてまた、樹木品種には、どのようなものが植栽されているのかをお尋ねを致します。

建設課長（三谷 勝則）

尾崎議員の街路樹の本数等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

町管理の街路樹の植栽状況については、町道335号線の多度津駅前から西側方面への県道善通寺多度津線の交差点までの町道沿いに34本、町道49号線の多度津東跨線橋の町道沿いに8本、町道2号線及び町道10号線の西港町の埋立地内の町道沿いに18本、町道5号線の東港町の埋立地内の町道沿いに204本、合計264本の街路樹を植栽しております。

次に樹冠被覆率を高める取組につきましては、現在のところ実施しておりませんが、町道の景観、道路交通の安全性や快適性、信号機や道路標識の認識性の確保を考慮し、適正な維持管理に努めております。

最後に植栽されている樹木品種につきましては、町道335号線及び町道49号線はケヤキ、町道2号線及び町道10号線はキョウチクトウ、町道5号線はカイヅカイブキとなっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に4点目でございます。街路樹の樹木台帳は作っているのか。木一本一本にQRコードをつけて、その木の情報、剪定の記録などの表示で誰もがみることが出来るようにすべきだかどうか。あるいは、生態学的な植生管理及び樹病学、樹木力学的観点から危険木の診断、剪定、治療や伐採はどのようにしているのかをお尋ねを致します。

建設課長（三谷 勝則）

尾崎議員の街路樹の樹木台帳と樹木の管理についてのご質問に答弁をさせていただきます。

樹木台帳につきましては、街路樹の植栽場所を示した位置図で管理をしております。

次に、議員ご提案の街路樹へのQRコードの設置については、町民の皆様や観光客の方に街路樹への関心を持って頂く良い機会になると考えられます。しかし、全ての街路樹にQRコードを設置し、管理していくとかなりのコストと労力が必要であり、QRコードの製作及び設置作業、情報の更新作業などに係る継続的な予算確保も必要となってきます。現在の町の財政状況を鑑みると、街路樹への導入は費用対効果の面でも困難であると考えられます。よって、QRコード以外の手法も含めて、より効果的で持続可能な街路樹の情報発信の在り方を検討していくことが

現実的であると考えております。

最後に樹木の管理につきましては、多度津町シルバー人材センターへ年間委託をして実施しております。樹木の成長具合によりますが、剪定は年1回、草抜きは年複数回を実施しており、老朽化した樹木及び道路通行の安全に支障を来たす樹木につきましては、適宜伐採しています。今後も適正な街路樹の管理に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に5点目でございますが、町で緑の基本計画などを策定し、気候危機対策として樹木政策を位置づけ、緑被率、つまり、緑地の面積の割合の指標及び樹冠被覆率、つまり、地域の中で樹木の枝・葉で覆われる面積の占める割合、これを数値化すべきで、これに取り組まなかったら、急速に進む温暖化には対応出来ないのではないのか。これについて、お尋ねを致します。

建設課長（三谷 勝則）

尾崎議員の町で緑の基本計画を策定してのご質問に答弁をさせていただきます。議員ご指摘のとおり、本町においても温暖化対策の一つとして、都市緑化法に基づく緑の基本計画の策定は効果的であると認識しております。本町の現状と致しましては、これまで緑の基本計画の策定には着手出来ていないという状況です。今後、本町の緑化面積等の現状を調査し把握した上で、必要に応じて緑の基本計画を策定し、地球温暖化対策に努めていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に6番目でございます。公園は、子どもからお年寄りまで誰もが気軽に立ち寄れて憩う時間を楽しみ、季節の草花木を眺めたり遊んだり運動が出来る公共空間でございますが、町内には緑地公園が少なく、要望が多数寄せられており、公共用地、つまり町有地を利用した緑豊かな多度津町のまちづくりとしての緑地公園の計画はあるのかどうかをお尋ねを致します。

建設課長（三谷 勝則）

尾崎議員の緑豊かな多度津町のまちづくりとしての緑地公園の計画についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町には町が管理する「堀江公園」、「桜の森高原」や県が管理する「桃陵公園」などがございます。令和4年度には新たな交流の場として、「道福寺公園」を開園し、令和5年度には「多度津駅前広場」が完成したところです。

今後の課題としては、議員ご質問のとおり、町内の緑地公園の整備について町民の皆様から多くのご要望を頂いていることから、本町と致しましても緑豊かなまちづくりとしての政策が必要であると認識しております。

新たな緑地公園の整備につきましては、用地の確保や多額の事業費が想定されるた

め、早急な整備は困難であると考えております。今後も引き続き、国や県の補助金等の活用も視野に入れ、町民の皆様のご要望に応えられるよう、緑地公園の整備に向けて努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に7点目でございます。1923年に関東大震災、9月1日でございますが、これが発災をし、30万世帯以上、133万人が罹災し、死者5万8,000人の被害がありました。そのときに樹木の多い公園では火災を免れ、多くの方が助かりました。いわゆる樹木による焼け止まりでございます。旧町内では、老朽家屋、古民家が密集しており、防火・防災及び緊急避難場所としての役割を果たすべき防災公園の整備計画を立てて実現すべきだと思っておりますが、町の見解はどうかをお尋ねを致します。

建設課長（三谷 勝則）

尾崎議員の防災公園の整備計画立案に対する町の見解についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、防災公園の整備は、町民の安全・安心な暮らしを守るために重要な施策の一つであると認識しております。防災公園は、近い将来に発生するとされている南海トラフ地震などの大規模災害時における避難場所の確保及び消防・救援活動の拠点として、防災公園の果たす役割は大きいと考えられます。

令和4年度には、防災機能を備えた設備を設置した道福寺公園が開園しており、災害時には一時避難場所となっております。

新たな防災公園の整備計画につきましては、今後も引き続き、関係部署と連携を図りながら、町民の皆様のご安全・安心を最優先に防災公園の整備に向けて努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後に、お尋ねを致します。今まで申した点について、気候危機に対する担当課の部署はどこなのか。そしてまた、総合的プロジェクトチームの結成が必要ではないのかということについて、最後にお尋ねを致します。

住民環境課長（土井 真誠）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

地球温暖化につきましては担当課と致しましては、住民環境課が所管をしております。

住民環境課と致しましては、昨年度、第1次多度津町地球温暖化対策実行計画区域施策編の方を策定致しておりまして、その計画に基づきまして、今後、地球温暖化対策等に各課と連携しまして取り組んでまいりたいという風に考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

有難うございます。健康の問題、感染症の問題、それから動植物、あるいは農産物、水産物、様々な部署で気候温暖化が求められておる訳でございますので、是非この総合的な危機管理のプロジェクトチームを結成して頂きたいと思っております。以上、2点について、町当局の答弁を求めました。

私のこれで一般質問を終わります。有難うございました。

議長（小川 保）

これをもって14番、尾崎 忠義 議員の質問は終わります。

ここで、暫時休憩と致します。

議場内の時計で、10時50分までと致します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時50分

議長（小川 保）

休憩前に引き続きまして、会議を再開致します。

次に2番、氏家 法雄 君。

議員（氏家 法雄）

2番、氏家 法雄でございます。8月末、日本列島を蹂躪した大型かつ鈍足の台風10号は、各地で重大な人的・経済的被害をもたらしました。

香川県でも東かがわ市、小豆島町では記録的な総雨量を観測したと言います。

まず、はじめに厄災に辛苦されている皆様へお見舞いを申し上げるとともに一刻も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。また未だ復旧の目処が立たず困難を強いられている方々のために、そして懸命に災害活動に取り組まれている方々の無事もお祈り申し上げます。

さて、9月定例会では、1. 本町での移住・定住施策について、2. 本町での子どもの読書推進施策について質問させていただきます。

7月8日から10日まで総務教育常任委員会では、移住・定住の先進地である大分県豊後高田市、日田市を訪問しました。

月刊誌『田舎暮らしの本』では、「2024年版住みたい田舎ベストランキング」を1月に発表しましたが、大分県豊後高田市が全部門で1位を獲得し、12年連続でベスト3入りを達成しました。

豊後高田市では、全世代が恩恵を得られるようにライフステージに応じた185項目の移住・定住支援を用意。また、子どもが生まれる前から高校を卒業するまで「8つの無料」制度を実施していると言います。

日田市では、世界最大級の宿泊サイト、ブッキング・ドットコムでのアジア太平洋地域の宿泊者が注目する旅行先として世界第3位、国内では1位と内外から注

目を浴びている地域です。

国会から市町村議会議員に至るまで視察学習が問題となっております。すなわち、本来、政治に活かすべき「視察」が「やりっぱなし」の「物見遊山」という批判です。しかるべき批判であると当職は認識しておりますので、今回の定例会では、はじめに、その知見を基にいくつか質問させていただきます。

まず、豊後高田市です。移住・定住の入口になっているのが「昭和の町」、こちらは初日に訪問させていただきました。

ここではハード面での地域活性化に加え、子育て支援、就業支援を実施するという重層的な支援が功を奏しているのがその特色であり、視察では 20 年以上に渡る取組が、絶えざる事業検証でブラッシュアップされているということです。このことに瞠目しました。また、各課横断的なワンストップでの取組は日田市でも同じです。

大分県立芸術文化短期大学の綾部 誠先生は、2022 年に「豊後高田市における移住・定住促進策に関する一考察」という論文を著していますが、そのアブストラクトの中で豊後高田市の取組を次のように要約しております。

すなわち「観光や移住ランキングなどの情報を媒体特性に合わせて発信することで同市を訪問する人々を増やし、子育て世代をメインターゲットとした移住・定住、就労、子育て、教育に関わる支援を地域連携で実施していることが分かった。また、移住前から移住後に至る相談窓口のワンストップ化によって緊密な人間関係が形成され、これが移住・定住を後押ししていることが示唆された」との報告です。

本町でもタウンプロモーション事業として「まねきねこ課」より「情報発信」しており、5つの支援制度を設け、各種「移住フェア」に参加し「移住に関心がある方々との交流を図った」と令和5年度の主要施策の成果に関する報告書（別冊）で報告があります。

また、本年6月3日付の『四国新聞』を参照しますと、「2023年度の香川への移住者数は前年度比266人増の2765人で、21年度に続いて過去2番目」に増えたとあります。「市町別では12市町で増加し、丸亀市、善通寺市、琴平町では前年度から倍増」し、香川県が移住先として「コロナ後も根強い人気」であるとのことです。

報道は各市町での取組が実を結んでいることを伝えていますが、本町では2022年の166名から23年度は164名と減少しております。こうした結果を踏まえながら、質問に入ります。

まず、情報発信の取組についてです。Facebook やInstagram など様々なメディアがありますが、情報を垂れ流すだけでは誰の目にも留まりません。豊後高田市では「それぞれの広報媒体の特性を活かした情報発信」を行っています。

そこで質問です。本町では、広報媒体の特性を活かした情報発信を実施されているのかどうかお伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

氏家議員の広報媒体の特性を生かした情報発信についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、効果的な情報発信を行うためには掲載記事の量や質の充実はもちろんのこと、発信する内容に応じた相応しい広報媒体の選定も重要であると認識しております。

本町でも移住・定住に関して情報発信をする際には、発信する内容に応じて、それに相応しいと考えられる広報媒体を活用しております。

例えば、県と県内市町が主体となって開催する東京での香川県移住フェアや大阪で開催される全国の自治体が集まる移住フェアに関する情報の周知などについては、本町のホームページや公式Facebook、公式XといったSNSでの発信はもちろんのこと、本町への移住を実際に検討している方や移住に関して情報収集をされている方が多く利用している「移住スカウトサービス・スマウト」というサイトにおいても、そのような方向けに内容を選別して情報提供することで効果的な情報発信となるように努めております。

また、本町への移住に興味を持って頂いた方に対して、より詳細な情報を提供するために多度津町移住定住サイト「たどりつく多度津」を運営しております。このサイトでは、町内の子育て支援や教育、医療・健康づくり、仕事、住まいなどの情報を庁内横断的に網羅して掲載しており、本町への移住を検討いただく際に活用して頂いているところであります。

今後も各広報媒体の特性を十分に踏まえながら、より効果的で適切な情報発信や啓発活動に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

例えば今、指摘のありましたスマウトの方も拝見させて頂いたんですが、やっぱり多度津町は検索では上位に上がってきておりません。ですので、今後は他のSNSの媒体も含めまして、効果検証を繰り返しながら、実効性のある取組をお願いしたいと思います。

そこで次の質問に移ります。移住希望者が何らかのきっかけで現われた場合でも、そこで支援が終わってしまえば、移住へと直結しません。豊後高田市では、情報発信から定住に至るまで、きめ細やかなスキームで支援を講じています。

日田市では、市内企業と連携した就労支援のほか、介護職員初任者研修の受講費助成など定住に繋がる手厚い支援を講じております。2つの成功事例を参照すれば、移住・定住への「入口」だけでなく定住後のフォローが鍵を握っているといっても過言ではありません。

翻って本町ではどうでしょうか。 移住・定住を図るために5つの補助事業がありますが、こうした支援のほかに移住・定住者が活用出来る子育て、保健、教育、暮らし、就労に関する行政支援の仕組みはあるのでしょうか。また、移住者への案内後のフォロー体制は確立しているのか質問させていただきます。

政策観光課長（吉田 拓也）

氏家議員の移住・定住者が活用出来る子育て等の行政支援の仕組みと移住者への案内後のフォロー体制の確立についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問の移住・定住者が活用出来る子育て、保健、教育、暮らし、就労に関する行政支援の仕組みはあるのかについては、まず、本町では、出産・子育て応援事業や子どもの医療費支援、就労に関しては、ハローワークや香川県就職・移住支援センターと連携した各種就労事業を推進しております。また、若年層の地元定着を促進するため、町内企業を紹介する冊子を配布し、地元企業の魅力発信などを行っております。これらの行政支援は、各担当課において移住・定住者に限らず実施しておりますが、これらの支援情報については、先ほど町長の答弁にありました多度津町移住・定住サイト「たどりつく多度津」に集約の上で掲載し、当サイトをご覧頂くと本町に移住し、生活する上で必要な各種支援情報にアクセスすることが出来るようになっております。

また、今年度から、より一層の移住・定住の推進を図るべく、本町の特徴や関連する各種補助事業、住まい、暮らし、仕事などの情報をまとめた資料を新たに自前で作成し、東京や大阪での「移住フェア」において、移住に関心がある方々へ本町を紹介する際に活用するなど工夫を重ねながら移住促進を図っているところでございます。

続いて、議員ご質問の移住者への案内後のフォロー体制は確立しているのかにつきましては、県内市町では移住者数を把握するため、転入された方を対象に「転入状況アンケート」という任意のアンケートを実施しており、そのアンケートにおいて定住推進イベントなどの各種情報の配信を希望された方に対しては、必要な情報発信を行っております。

また、県と県内市町で構成する「香川県移住・定住推進協議会」の事業として、移住者の定住促進を図るため、自立的な移住者ネットワークの形成の端緒を開くことを目的に移住者同士で気軽に情報交換が出来る「移住者交流会」を毎年5回開催しており、移住後の気付きや不安、悩みなどを移住者同士で共有出来る場を創出しております。

なお、今年度は10月26日（土）に、本町において「移住者交流会」を開催する予定で準備を進めているところでございます。

今後も県や県内市町と連携を図りながら、各種情報発信やイベントなどを通じて移住者の定住に向けたアフターフォローに継続的に取り組んでまいります。以上、答

弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

今、町長等との答弁の中で、移住に関する仕組みはハード面として整っているということが非常によく理解出来たんですが、そこで、再質問させていただきます。

例えば、私が移住者として、多度津町を選ぼうとした場合、例えば、2022年度では、周辺の丸亀、善通寺、琴平で移住者が倍増しております。丸亀じゃなくて多度津を選ぼうとした場合、子育て世代の移住者の場合、多度津を選ぶ目玉と言いますか。理由というか、根拠があれば、ご教示頂ければと思います。

政策観光課長（吉田 拓也）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

本町における子育て関連の施策と致しましては、出産応援ギフトというものがありまして、母子健康手帳を交付した妊婦に対して5万ポイント。出産した子ども1人につき5万ポイントをそれぞれ付与しております。そのような施策を活用することで町の移住・定住、子育て世帯の移住・定住のメリットとして繋げるということでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

この移住・定住っていうのは非常に難しいところがありまして、国の方でも移住・定住の見直しの中で、特に移住者の奪い合いっていう自治体間での問題もありますので、なかなか他市町と比べて多度津はこれだけすごいんだっていうのも難しいところは承知はしてるんですが、今の子育て世帯に対するポイントと他自治体との比較という表現ではない形ですね、多度津に来るとそれだけ安心して暮らしていけるんだっていう情報発信は、また、これからも熱心に取り組んで頂きたいところではございます。

その上で、次の質問に移らせて頂きますが、今の子育て世帯に対するポイントの付与に関しましてもそうですが、こうした一貫した移住・定住政策を実施することというのは、移住者だけでなく、住民全体の幸福度の向上を繋げていくことにも直結します。

先に紹介した綾部論文の言葉を借りれば、役所へのインタビュー調査でも明らかになったが、本来であれば、ここは地域活力創造課というのが窓口になってるんですけども、だけで対応出来ない業務であっても他部署と有機的に連携して対応している踏み込んだワンストップの窓口が機能して、実現されているという指摘があります。第7次多度津町総合計画では、施策の34で移住・定住を促進すると謳われておりますけれども、受入れに当たり、ワンストップの窓口が本町では整備されているのかどうか、ここについて伺わせて頂きます。

政策観光課長（吉田 拓也）

氏家議員のワンストップ窓口が、移住・定住に関して整備されているのかについ

てのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど答弁致しました多度津町移住・定住サイト「たどりつく多度津」では、移住相談を受け付けしており、相談があった際は、政策観光課が一次的に窓口として相談内容の聞き取りを丁寧に行い、その内容や必要に応じて、より詳細な対応が出来る担当課に適切に取次いでいるところでございます。議員ご質問のワンストップ窓口については、移住・定住に関しては、関連する施策や移住者のニーズも多岐にわたり、また、個々の事情もそれぞれ大きく異なることから、移住・定住を担当している当課だけでは十分に対応出来ない場合については、各所管課と有機的に協力、連携をし、きめ細やかな対応を行っております。

今回、総務教育常任委員会で視察に行かれた大分県豊後高田市及び日田市と本町では、人口推移などの地域の課題や特性はもちろん、財政規模や職員の人員体制、町政の方向性などが異なるため、全てをそのまま参考にすることは困難ではありますが、このような先進的かつ優良事例を研究しつつ、町に見合った、より良い移住・定住施策について、今後も継続して検討を行ってまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

ご説明有難うございます。先ほどの「第7次多度津町総合計画」では、移住者数の目標が掲げられ、3つの「4年間の主な取組」が示されています。就労や子育て支援などトータルな支援をワンストップで実施出来るよう、加速度的にさらに取り組んで頂きたいと思います。ホームページが「あるだけ」、インスタグラムが「あるだけ」、移住費用の補助金が「あるだけ」では人は集まりません。人口減少を緩やかにしていくためには、例えば出生率を上げることも非常に重要なことになってくるんですが、それが唯一の方法であると錯覚してしまうとそこには大きな落とし穴があるのかも知れません。例えば婚活に補助金を出せば一気に問題解決するのかという単純な発想とは決別し、何が出来るのかを柔軟に考え、各課で相互に協力し、知恵を絞って欲しいと思います。

ここで薬物依存のサバイバーである俳優の高知東生さんが、8月28日のXの中で次のようにつぶやいている言葉がありますので、紹介させていただきます。「少子化対策でマッチングアプリに補助金を出すって話があるけど、そんなことより虐待されている子供を守るためとか、貧困家庭への支援とか、緊急事案に予算は割いて欲しいと思う。第一婚活アプリの利用料すら支払えない状態なら結婚どころじゃないよな。その場合は、まず就労支援など他に手助けが必要だろう」こういった指摘も参考になるのではないのかと思います。

今、移住・定住について3点ほど質問しましたが、問題は事業を実施しているから、それで十分なのかということを留意して欲しいと思います。要は、事業に対する結果の数値に対する反省、つまり実績があったのかどうかを検証しなければ、

やっているだけという話にならざるを得ません。各事業計画では、必ずP D C A サイクルで検証するとありますが、反省しながら事業をより良きものへ摺り上げていく必要があるのではないのでしょうか。

池田香川県知事は、9日の定例会見で就任から2年目の節目を振り返り、若者の移住・定住、結婚支援、子育て世代のサポートなど人口減少対策を重点的に推進したものの、減少のペースを減速出来なかったことを反省し、大変申し訳なく感じていると反省の言葉を漏らされています。本町においても何かやってることを否定する訳じゃないんですが、事業検証を精緻に実施し、反省すべき点は反省し、前へ進めて頂きたいと考えております。

では、2つ目の課題の方に移らせて頂きます。

8月23日(金)は「令和6年度たどつ子ども議会」が開催されました。ここでは子どもの立場から日頃思っていることを質問・提案し、まちづくりに活かすとともに、役場の仕事や議会の仕組みを勉強することによって、役場が行っている仕事への関心を高めることが目的で開催されました。本年度のテーマは「将来にわたって住みたいと思える幸せな多度津町にするためには ～多度津町のよさをアピールするには～」というテーマで、定例会の一般質問と同じ形式で、14名の子ども議員が質問に立ちました。道の駅や読書、また、サイクリングロードの整備や公民館の活用から多度津の内外の人々が多度津町の「良さ」を知る機会にして欲しい。あるいは、町民運動会の開催や町産名産物の活用や景観整備、海外交流の推進など盛りだくさんの提案がありました。今すぐに出来ないことも沢山ありますが、こうした子どもさんの思いを実現していくことも議員の役割ではないかと課題を頂戴したように思います。

中でも「多度津町を読書の町に」との質問では、全住民が一丸となって協力し合うことで読書環境を整備して欲しいとの願いからの質問でした。ここでは「他市町と比べると本町の図書館の蔵書量が多いにも関わらず、本町の図書館では蔵書配置の工夫が今ひとつ物足りない」との指摘もありました。創意工夫の改善を今、お願いしたいと思いますが、読書に励もうという提案が小学生からなされたことに注目したいと思います。

昨年度、全国学校図書館協議会が実施した「第68回学校読書調査」を参照しますと、令和5年5月の1箇月の平均読書数は、小学生で12.6冊、中学生は5.5冊、高校生は1.9冊とのことです。また一方、同期間に読んだ本が0冊の不読書児童・生徒の割合は、小学生で7.0%、中学生は13.1%、高校生は43.5%になっているとのことです。

多度津町を読書の町にしたいという願いは、こうした潮流とは対極に位置する輝きではないのでしょうか。こうした声が千波万波となっていけば、読書を通じて子どもたちがより人間らしく成長していくことが自発的に出来ればとの思いで、今

回は「子どもの読書活動の推進」についてお伺い致します。

読書活動の推進を行うため、昨年3月28日の閣議において、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、第5次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が決定されました。同計画では、子どもの読書活動を推進するための4つの基本方針が示されています。

「不読率の低減」、「多様な子どもたちの読書機会の確保」、「デジタル社会に対応した読書環境の整備」、また、「子どもの視点に立った読書活動の推進」です。

4つの基本方針に沿った取組を実施するため、都道府県及び市町村には、子どもの読書活動の推進が、家庭、地域、学校等を通じた社会全体で取り組むことが可能になるような環境を整備するとともに、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画の策定が定められています。この求めに応じて、都道府県及び市町村では独自の「子ども読書活動推進計画」が策定され、その計画は5年間を目安に更新されている状況であると認識しております。

そこで5点お伺い致します。

まず1つ目、本町の「子ども読書活動推進計画」の策定状況について、策定された時期とその更新状況はどのようになっているのかお伺い致します。

生涯学習課長（福田 純）

氏家議員の子ども読書活動推進計画についてのご質問に答弁をさせていただきます。議員ご承知のとおり、国においては、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が平成14年に策定されており、現在、第5次の計画が公表されています。この基本計画は、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことが出来るよう、積極的にそのための環境の整備を推進することを基本理念として、子どもの読書活動に係る施策の総合的、かつ計画的な推進を図るために定められています。

また、県においては国の法律の規定に則り、平成15年に「香川県子ども読書活動推進計画」が策定されており、平成28年度からは、県の教育の理念やその実現のための教育施策を定めている「香川県教育基本計画」の中で一体的に示されています。現行の計画では、子どもの読書活動は子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことが出来ないものと捉え、家庭、地域、学校等がそれぞれ担うべき役割を認識しつつ、相互に連携、協力して社会全体で子どもの発達段階に応じた読書活動を推進することの必要性が説かれています。

本町においても国及び県の計画を基本として、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場において、より自主的に読書活動が出来るよう、積極的にそのための環境の整備を推進することを基本理念として、本町の実態等を踏まえた「多度津町子ども読書活動推進計画」を平成16年3月に策定しています。

この計画では、子どもの読書活動の推進のための具体的方策として、家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進、県による支援事業の推進、子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実の3つが掲げられており、この方策等に沿って、総合的、かつ、計画的に子ども読書活動の推進を図ってきたところです。

なお、計画の更新状況につきましては、平成16年の計画策定以降、更新がされておられません。子どもの読書活動をめぐる昨今の状況の変化を踏まえつつ、本町の実態に応じた計画内容の精査や国、県及び他市町の計画の内容を調査・研究等をして、より効果的な計画の更新に取り組んでいきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

今、ご答弁頂いたんですが、この子どもの読書に関する計画、これ20年近く更新されないまま放置されてるんですが、これはどういった理由になるのか再質問させていただきます。

生涯学習課長（福田 純）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

計画では、5年等を目安として、国、県及び本町の状況の変化等に応じて、適宜必要な見直しを図ることが掲げられています。実際に計画の策定後、更新については、何度か議論がされていたことを承知しておりますが、更新されるには至らなかったものでございます。このことを顧みながら、本町の実態に応じた計画の更新が出来るよう、速やかに対応してまいりたいと思います。以上、再質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

是非、計画の更新を進めて頂きたいところなんですが、それに関連して2点目は「子ども読書活動推進計画」を更新するにあたっては、住民に対するアンケートが必要になると思います。その対象者、また、内容についてお伺い致します。

生涯学習課長（福田 純）

氏家議員のアンケートの対象者及び内容についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、計画の更新に当たっては、本町の子ども読書活動の実態等を把握するために住民を対象としたアンケート調査が必要となると考えております。

こうしたアンケートの対象者について、近隣市町における状況を確認しましたところ、ある市においては、小学校及び中学校の全児童生徒並びに幼稚園、保育所等の保護者を対象としており、ある町においては、小学校及び中学校の特定の学年の児童生徒並びに未就学児の保護者を対象にアンケートを実施していました。

本町においては、これらの近隣市町の状況に加えて、全国学力・学習状況調査や香川県学習状況調査の結果を活用し、小学校及び中学校における特定の学年の児童生徒並びに幼稚園、保育所等の保護者を対象者とした抽出式のアンケートを実施したいと考えています。

また、アンケートの内容については、子どもたちの読書量及び時間、家庭における絵本等の読書、または読み聞かせを行う頻度、学校図書館や明徳会図書館の利用頻度等の項目を考えていますが、今後、精査してまいります。

いずれにしても関係者や関係機関との協議、連携等を図りながら進めていく必要があると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

アンケートの方は各市町の状況を確認しながら、これも迅速に進めて頂きたいと思うところですが、アンケートに加えてということになるかと思うんですが、7月より多度津町内での地域内での移動交通に関する議論を自分ごと化会議ということで、町民を巻き込んで意見を集約している。もう既に3回実施されています。例えば、この読書に関しても、こうした親子、子どもから親まで巻き込んだような自分ごと化会議を是非やって欲しいところなんですけれども、こういった取組は出来るのかどうか再質問させていただきます。

教育長（三木 信行）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

氏家議員のご質問の趣旨は、読書に特化した自分ごと化会議を開催したらどうかというご提案でございましょうか。その中にそういうものが盛り込めるかどうかという風でしょうか。

これについては、一つの提案であろうと思いますので、研究していくものであろうかと思えます。子どもたちの読書環境と言いますか、そういうものを知る術は色んなところにあります。保護者と子どもが同席して、そういう場に出て来られる方のご意見というのは非常に貴重だと思います。

先ほど明徳会図書館の話が出てきたんですけれども私自身も教員をしていた時に実感しているんですけれども、子どもの中でも本当に本を好きな子どもたくさんおまして、例えば、図書館に通っている子どもさんは、基本的には親御さんと一緒に小学校時代に行って、そして図書カードを持っているというところから始まっています。だから、親子ともどもそういった意見を聞いたり、巻き込んでいくということが一つ、読書好きの子どもを育てるところに繋がっていくのかなと思っております。このことも含めて、色んなことが出来るんじゃないかという風に考えていきたいと思えます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

非常に唐突な再質問にご丁寧に答えて頂き、有難うございます。

3点目なのですが、今後の「子ども読書活動推進計画」の計画内容については、どのようなものになるのか。また、更新スケジュールや新たに取り組む事業などがあればお伺い致します。

生涯学習課長（福田 純）

氏家議員の今後の子ども読書活動推進計画の内容、更新スケジュール及び新たに取り組む事業等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

計画の内容については、これまで答弁しましたように、子どもの読書活動をめぐる昨今の状況の変化を踏まえつつ、アンケート調査等を通じて把握した本町における子どもの読書活動の実態等に応じて、計画内容を精査したいと考えております。

スケジュールについては、アンケートに係る項目の検討、調査の実施、集計と分析等の事務作業やアンケートの結果に応じた計画内容の精査に時間を要すること、また、計画策定に関連する予算措置も必要となることから、現段階で明確にお答えすることは出来ませんが、速やかに実施出来るよう努めてまいります。

新たに取り組む事業については、アンケートの結果等を通じて、子どもの読書活動に関する新たな課題等が見えてくるものと考えていますので、計画の策定に向けた取組を進める中で、新たに取り組むべき事業がありましたら、計画に盛り込んでいきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

ご答弁有難うございます。

先ほど教育長の方からも指摘があったんですけども、やはり子どもが読書するためには親子で読む。大人も巻き込んでいくってところが必要になろうかと思っておりますので、是非、新たに取り組むような事業の中には、そういったことも検討して頂ければと思うところでございます。

そこで読書について、もう一つ別の観点から、4点目の質問に移ろうかと思うんですが、G I G Aスクール構想の進展やデジタル田園都市国家構想を踏まえて、学校図書館や図書館のDX化を進めることが重要だと指摘されております。今後の取組計画等があれば、お伺い致します。

教育総務課長（池田 友亮）

氏家議員のG I G Aスクール構想の進展やデジタル田園都市国家構想を踏まえての学校図書館や図書館のDXを進めるための今後の取組計画等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、小・中学校の児童・生徒にはG I G Aスクール構想により、1人1台端末が整備されています。ただ、現在の学校図書館の運営に関しましては、本の管理や貸出しはアナログで行っております。

まずは、学校図書館の本が見える化し、子どもたちが読みたい本や調べ学習など必

要な本を簡易に探すことが出来るようにするために、学校図書館の管理をデジタル化することを計画しました。そこで、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、令和6年度当初予算に計上し、今年度中に整備出来るように準備しております。また、蔵書管理がシステム化されることで、教職員の負担軽減や子どもたちのニーズに合った図書の選定が行われる等、図書環境の充実が図られると思われまます。また、明徳会図書館においては、既に貸出しを図書等についてデジタル化されており、自宅で簡易検索出来るようになっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

ちょっと再質問したいところもあるんですが、時間がちょっとタイトに来てまして、1人1台端末が整備されていますので、こういった図書館のDX化とか、利便性の向上を繋げていく流れの中で言えば、電子書籍なんかの利用が出来るような取組っていうところも持って頂けると、例えば、青空文庫みたいなものだと無料で読めますので、有害なものに繋がるってこともあまりないかと思えますので、そういったところも心配りをお願いしたく思います。

最後の質問に入ろうと思うんですが、町として子どもの読書活動の充実は、「読み、書き、話し、表現し、理解する」ことに繋がるため、非常に重要であると考えていますけれども、これは学校教育の中での重要度はどのように考えているのかお伺い致します。

教育長（三木 信行）

氏家議員の読書活動の学校教育の中での重要度についてのご質問に答弁をさせていただきます。

読書は知識が得られ、物事を考える基となるだけでなく、感じる力、創造する力、表現する力など、多くの力を育てていく中で中核となる大変重要なものであると考えています。昨今の情報化社会の進展により、自分でよく考えずに断片的な情報を受け取るだけの受け身の姿勢になりやすい状況ですが、自分で物を考える必要があるからこそ、読書が一層必要になり、自ら本を選ぶ子どもを育てることが重要であると考えます。

昨年度より中学校だけではなくて、小学校にも学校司書を配置をし、お薦めの本を紹介するスペースや低学年の児童が上履きを脱いで床に座り、リラックスして読めるスペースが作られるなど、学校図書館の整備が進んでいます。中学校では、全校生徒が参加をして、本の魅力を5分間で紹介をし、それを聞いて読みたくなった人が1番多いものがチャンプ本となるという書評合戦、ビブリオバトルを開催するなど、生徒が本に親しみ、良書に出会うための様々な取組を行っています。今後も学校図書館の機能を充実させ、児童・生徒の読書意欲の向上に努めていきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

今、教育長から答弁頂いたんですけれども、読書環境の整備っていう意味で言えば、例えば、低学年の子どもが寝転がって読むことが出来る図書室の整備っていうものは、我々の時代には考えられなかったような非常に創造的な挑戦だと思いますので、引き続き、努力して頂きたいと思います。

そこで、先ほど教育長からも子どもが読書するために大切なことは、大人も一緒に読んでいく。大人の読書っていうことも実は大切なんじゃないのかって思うところがあります。

そこで、再質問させて頂こうかと思いますが、教育長に例えば、子どもの保護者、大人なんですけれども、保護者に教育長という立場からじゃなくて結構ですので、保護者に読んでもらいたい本があれば、お伺いさせて下さい。

議長（小川 保）

個人の読書の趣味の話ですか。

議員（氏家 法雄）

だから、親にこんな本を読んで欲しいなというものがあれば。

議長（小川 保）

類いのものをとということですね。

教育長（三木 信行）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

大人にどんな本をとということなんですが、私自身、中学校の教員をしておりまして割には、取り立てて本をたくさん読む方でもありませんし、それほどの知見もありませんので、お勧め出来るようなものはないんですけれども、私も歴史物とか、それから、最近ですと銀行とか企業を舞台にしたお話をしたら、とっても楽しいので、それを読んでおります。大人の方にも自分の好きな本を読んで頂けたら有難いなと思っています。ここでは子どもの読書環境と言いますか、それを進めていくということの観点で言いますと、例えば、先ほどもあったんですけど、子どものいる家庭で保護者の方、あるいは上のお兄さん、お姉さんでもいいんですけど、一つ読み聞かせをするなんていうのもいいのじゃないのかなと勧めたいと思っています。それは、私も知っている教え子の中で、あまり本は好きでなかったんですけど、子どもが小さい時に読み聞かせをする中で、児童書とか児童文学が好きになって、そこから本が好きになったという風な例もありますし。今年度から始めたんだろと思うんですけど、多度津中学校の生徒が、今、夏休みに児童館とか四ツ葉クラブへ行って読み聞かせをする活動を若干しております。子どもたちの立場で言うと、本が好きな子もいるんですけど、子どもたちと触れ合いたいとか何か役立ちたいというところで行ってる中で、その中学生自身が良書に出会えて、児童文学がすごくいい作品がたくさんあるんですけど、その中から本が好きになっていくということもありまして、そういう意味では読み聞かせということが、大人の読書への扉を

開くということにも繋がるのかなと思って、それも一つ提案したいなと思ってます。ただ、子どもさんも大人の方も一定数、文字言語が不得意な方もおいでるので、強要は出来ないところもあるんですけども、読書というのは文化のところなので「楽しいな」というようなものが広がっていくのが、とても大切だと思っています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

今、読み聞かせという観点から大人も一緒に読書に関わっていく。また、多度津中学校の生徒さんが、小さなお子さんと本を読むっていうのが非常に素晴らしい取組だと思ってますので、是非、継続して頂ければと思います。

僕も最近って言いますか、昔読んだような絵本を紐解く機会が増えてきたんですけども、敢えて読み直してみると自分が読んだはずなのに全然覚えてないっていう、そういうことも発見しながら、この物語は、こういうメッセージだったんだなっていうことを改めて気づくことも多くありますので、是非、子どもが読書する上で、やはり我々大人が読んでいかなきゃいけないんだなっていうことを今回この質問を通じて、改めて考えさせられました。

いかに技術革新が進んでいこうとも、この読書していこうっていう動きが止まらないっていうことを振り返るならば、例えば今、全国各地で読書会がブームになっているとも言います。1冊の本を複数の人間で一緒に読み合うことで、異なる読書経験を共有するってことです。そこに魅力を感じて人々が集まるんでしょうけれども、そういったところを振り返るならば、思うに人間は、恐らく生まれ落ちたまま人間であるのではなくて、文化的な伝統を背景にした「言葉の海」とか「対話の海」の中で、鍛え上げられることで初めて自己を知り、他者を知り、真の人間になっていくのではないかと考えられます。その意味では、私どもも読書の時間を見つけながら、誰もが人間らしく生きていくためのまちづくりに取り組む必要があることを責任として、今回、自覚させて頂きました。

子どもの読書環境の整備に関しては、計画の遅れ、更新もされていない現状がありますので、しっかり取り組んで頂くことで、多度津町を読書のまちに、是非とも皆さんと一緒に創り上げていきたいなと思います。

以上で、2番、氏家 法雄の一般質問を終了致します。有難うございました。

議長（小川 保）

これをもって、2番、氏家 法雄 議員の質問は終わります。

それでは、これにて一般質問を終了致します。

一同、ご起立をお願い致します。礼。

お疲れでございました。

本日の日程は、全て終了致しました。

これにて散会を致します。長時間お疲れでございました。

散会 午前 11 時 47 分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和6年9月12日
第3回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記